

令和元年度 第2回岡山県グリーン購入対策会議 【議事概要】

日時：令和2年2月25日（火）

13：30～14：30

場所：ピュアリティまきび

2階 ガーネット

1 開 会

司会：循環型社会推進課 湯谷総括参事

2 開会あいさつ

小寺環境文化部次長

3 議 題

(1) 再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品の判断基準の一部改正について

＜循環型社会推進課 大前副参事＞

※資料（再生品使用促進指針及び岡山県エコ製品の判断基準の一部改正について）説明

【質 疑】

改正案3について

＜委 員＞ 植物を原料とするプラスチックとは、バイオマスプラスチックとの理解で良いか。

また、環境負荷低減とは、生分解性ということを示しているのか。

＜事 務 局＞ 植物を原料とするプラスチックはお見込みのとおりである。
環境負荷低減効果とは、製品の原料から製造、処分まで全ての行程の中で、CO₂削減効果等があれば、確認されたことになり、生分解性という観点からではない。

改正案1について

＜委 員＞ ポストコンシューマーについて、一般的にはわかりにくい表記であり、備考欄等でフォローされたい。

＜事 務 局＞ この項目の備考欄に記載することとする。

改正案2

＜委 員＞ア、イ、ウについて、故繊維とか再生PET樹脂とか表現がわかりにくい。

＜事 務 局＞ ふとん自体は、岡山県のエコ認定製品の中にはなく、実際の流通状態に応じて変更されているもので、現状は国の表記を使っている。
申請時に対応できるように、理解を進める必要がある。

・判断基準について、原案どおり改正することが適当と判断された。

(2) 岡山県エコ製品の認定審査について

<循環型社会推進課 石井主任>

※資料（岡山県エコ製品の認定審査について）説明

【質疑】

・新規申請案件について

<委員> 製造工程では廃プラスチックと記載されており、認定基準適合状況の表では再生プラスチックと記載されているが、使い分けはされているのか。
また、再生プラスチックは何度でもリサイクルできるのか。

<事務局> 本資料中では、廃プラスチックは主に使い終わったものという意味合いで使用している。再生プラスチックについては、製品の原料として利用されるものという意味合いで使用している。
再生プラスチックは何度でもリサイクルできるのかという問いに対しては、製品がプラスチックに求める品質にもよるが、今回申請のあった擬木についてはプラスチックの品質レベルは高くないため、多くの回数リサイクルすることができる。

<委員> 環境負荷低減について、有限会社廣安瓦建材や大成ロテック株式会社について音に対する対策は執られているのか。

<事務局> 有限会社廣安瓦建材は破砕機は屋内に設置されているため、問題はない。
大成ロテックについては、事業所の所在が山の中であるが、配慮し夜間の稼働は行っていない。

<委員> 立地場所はどのような場所か。

<事務局> 有限会社廣安瓦建材は田園地帯で、大成ロテックは山中に位置している。

<委員> 騒音は配慮するまでもない環境にあるということでしょうか。

<事務局> そのとおり。

・更新申請案件について

<委員> 利用量が多い製品はどのようなものか。

<事務局> 再生骨材・改良土がよく利用されている。

<委員> ほとんどが建設資材で一般向けのものがほとんどない。

< 事務局 > 昨年度が更新の多い年で今年は少ない。一般向けの製品の多くは昨年度更新された。

- ・申請のあった製品について、認定することが適当と判断された。

(3) その他

4 閉 会